

賃貸住宅関連の相談件数が全体の約4%

賃貸住宅の入居者は入居に際して、宅地建物取引業法を中心多く法律で様々な消費者の権利が保障されています。それでも入居者からの苦情が絶えません。

入居世帯の4分の1が困った経験あり



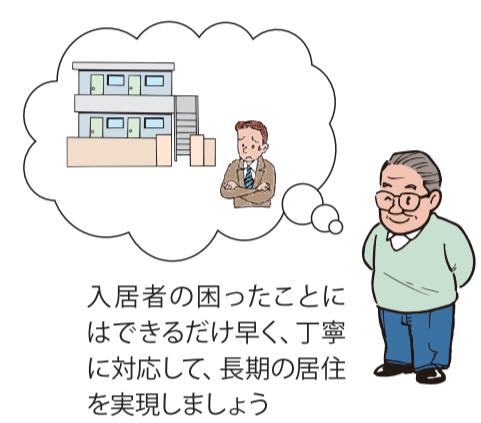
(独)国民生活センターは8月9日、令和3年度の「消費生活相談」の概要を公表しました。それによると、令和3年度の相談件数は約84万4千件で、令和2年度に比べ約10万件減少しています。「架空請求」の相談、新型コロナ関連の相談等が減少したためです。

気になる賃貸住宅関連の相談ですが、「商品・役務等別相談件数」において、「賃貸アパート・マンション」は、相談件数が全体の3・9%に当たる約3万3千件で、3位を占めています。1位が商品一般、2位が化粧品、4位が健康食品。ちなみに、5位が移動通信サービスですから、賃貸住宅の相談件数は、

とかくクレームが発生しがちな商品に囲まれています。こうした相談内容の詳細については、今後、10月頃に発表予定ですが、クレジットカード情報の詐取に関する相談や架空請求の相談に混じって、生活に必要な住居、賃貸住宅に対する相談が、上位を占めていることに考え方せられます。

お客様のご不満、ご要望には十分に説明して理解いただく

ところで、首都圏、近畿圏、中部圏を中心に、全国規模で年1回公表される、『住宅市場動



向調査報告書』(国土交通省)によると、民間賃貸住宅入居世帯の27%が、賃貸住宅に関する困った経験を有している経験によるものです。

賃貸住宅は入居にも退去にも契約書に基づくルールに則つて行われ、解約には金銭のやり取りがあるのですから、「修繕費用の請求」「家賃、敷金の清算」などについて、ともすれば十分な理解が得られず、見解の違い等もあって不満がつのり、相談に持ち込まれるケースに発展しがちです。

そのためにもやはり、お客様に対する相談に混じって、生活に必要な住居、賃貸住宅に対する相談が、上位を占めていることに考え方せられます。

そのためにもやはり、お客様に対する相談に混じって、生活に必要な住居、賃貸住宅に対する相談が、上位を占めていることに考え方せられます。

そのためにもやはり、お客様に対する相談に混じって、生活に必要な住居、賃貸住宅に対する相談が、上位を占めていることに考え方せられます。

令和2年度における相続税の調査結果

賃貸経営
ワントピント
アドバイス

実地調査件数が大幅に減少しましたが、大口・悪質な不正が見込まれる事案を優先して調査しました。

その結果等をまとめたもので

令和2年度の実地調査1件当たり

コロナ禍における相続税に関する「令和2事業年度における相続税の調査の状況」の結果が、国税庁から公表されています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税庁の相続税の

**申告漏れ相続財産のうち
土地・家屋は217億円**

過去10年間で最高となりました。申告漏れ課税価格は1785億円、追徴税額は482億円となっています。

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、その他728億円が最も多く、続いて現金・預貯金等

の追徴税額は943万円と、過去10年間で最高となりました。申告漏れ課税価格は1785億円、追徴税額は482億円とな

っています。

申告漏れ相続財産の金額の内

の追徴税額は943万円と、過去10年間で最高となりました。申告漏れ課税価格は1785億円、追徴税額は482億円とな

っています。

申告漏れ